

「安定的な学校給食提供体制の構築に関する調査研究」 調査報告書のポイント



令和4年4月

文部科学省

背景・課題

- 令和2年3月からの一斉臨時休業に伴い、全国の多くの学校設置者で学校給食が長期間休止となった。その際、臨時休業期間中の学校給食の休止に伴ってキャンセルされた食材の取扱いについて、予めキャンセルに関する取決めがされていないために協議が難航する等、学校給食用食材に係る契約に関する課題が生じた例が見受けられた。
- 学校給食が再開するまで保管できない食材（消費期限が近い食材）、加工済の食材等、キャンセルが出来なかった食材については、学校設置者が引き取り、廃棄する例も見受けられた。

調査研究の内容

① 学校給食用食材の取引について

- トラブル回避の観点では、契約書のような書面の形で残しておく。
- 発注行為・キャンセル条項について明確化しておく。

特に長期的なキャンセル（一斉臨時休業等）と短期的なキャンセル（学級閉鎖等）への対応等の明確化。



契約書の作成に当たっての留意事項

学校設置者と業者で十分に協議し、
実情を踏まえた契約書等の作成が必要。
契約関係を円滑化に行うためには、契約事務と共に、
学校設置者による事務処理の体制づくりも必要。

キャンセル条項等に関する契約書等の書式例を提示

学校設置者と事業者との契約の
多様な実態に鑑み、
契約書、覚書など、いくつかのパターン
を提示。

- ・契約書自体を変更（記載を追加）
- ・別途覚書を追加
- ・念書や特記事項を追加 等

物資売買契約書

物資供給契約約款

長期休校時の補償に関する
覚書

念書

~~~~~  
~~~~~

② 不要となった学校給食用食材の有効活用について

- 学校以外の保育所や、病院などほかに給食を実施している施設等に食材をスライドして活用することで、食品の廃棄を減らすことにつながる。
- 自治体以外の民間団体とも積極的に情報のやり取りをして、活用の可能性を見出す。

不要となった食材の活用

常日頃から自治体内外での連携調整を密にしておき、不測の事態が起きた際の対応プランについても、
関係者同士で話し合っておくことが望ましい。地域の実情に合わせて、関係者と連携の上、調整が必要。

フードバンクへの提供

